

よくある質問

□感染防止対策

Q 1：アクリル板等の遮蔽板は、必ずテーブルに設置しなければならないのか。

A 1：座席の間隔の確保（目安1～2m）ができていれば、必ずしもアクリル板を設置する必要はありません。

□カラオケ設備の利用自粛

Q 2：「飲食を主として業としている店舗」とはどのような店舗か。

A 2：例えば、スナックやカラオケ喫茶等における設備の利用自粛等をお願いしており、カラオケボックス等の飲食を主として業としていない店舗には要請していません。

□酒類提供の条件（措置区域内）

Q 3：「1グループ2人まで」とは、グループの中でお酒を飲む人が2人までという意味か。

Q 3：お酒を飲む人が1人でもいる場合は、グループの人数が2人までに制限されるという意味です。

Q 4：「1グループ2人まで」とは、同居の家族にも適用されるのか。また、子どもや介助者も人数に含むのか。

A 4：明確な基準とするため、同居の家族であっても2人までとしています。子どもや介助者も人数に含みます。

Q 5：4人で来店したが、2人ずつ別々のテーブルに案内した場合は、酒類の提供ができるのか。

A 5：別々のテーブルに案内したとしても、店内で会話等交流を行う場合は同一グループと扱いますので、酒類の提供はできません。

Q 6：お酒を提供しない場合は、人数や時間の制限はないか。

A 6：お酒を提供しない場合は「2人まで・90分」の制限はありませんが、県民の皆様には飲食時の注意として、同居家族以外ではいつも近くにいる人と少人数・短時間の飲食をお願いしています。